

（ 仮 称 ） 日 向 山 風 力 発 電 事 業

環 境 影 響 評 価 方 法 書

補 足 説 明 資 料

令和5年12月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

1.	風力発電機の配置計画について（岡田顧問）【方法書 p. 6】【非公開】	4
2.	風力発電機の配置と発電機間の作業用道路について（平口顧問）【非公開】	4
3.	風力発電機の配置計画について（水鳥顧問）【方法書 p7】【非公開】	4
4.	既存道路の有効利用について（平口顧問）【方法書 p15】【非公開】	4
5.	発電機の音響特性について（岡田顧問）【方法書 p. 7】	6
6.	大型部品の積替えについて（近藤顧問）【方法書 p11】	6
7.	工事中の排水について（岩田顧問）【方法書 p14】	6
8.	雨水排水対策について（水鳥顧問）【方法書 p14】	6
9.	大気質について（近藤顧問）【方法書 p25 以降】	7
10.	河川の改変について（岩田顧問）【方法書 p32】	7
11.	主要な河川の状況について（水鳥顧問）【方法書 p32】	7
12.	一般環境中の放射性物質の状況について（岩田顧問）【方法書 p32】	7
13.	放射線量について（近藤顧問）【方法書 p116, 263】	8
14.	植生の概要について（鈴木顧問）【方法書 p83】	8
15.	食物連鎖模式図について（鈴木顧問）【方法書 p106】	8
16.	ダムについて（岩田顧問）【方法書 p127】	8
17.	隣接事業との複合影響について（中村顧問）【方法書 p269～273】	9
18.	水の濁りの複合的な影響について（平口顧問）【方法書 p271】	9
19.	工事用資材等の搬出入車両の騒音について（岡田顧問）【方法書 p. 276】	9
20.	建設機械の稼働について（岡田顧問）【方法書 p. 278】	10
21.	施設の稼働（現地調査）について（岡田顧問）【方法書 p p. 279 など】	10
22.	施設の稼働（評価）について（岡田顧問）【方法書 p. 280】	11
23.	水の濁りの予測について（水鳥顧問）【方法書 p288】	11
24.	水質調査地点について（河村顧問）【方法書 p. 291】	11
25.	水質への影響予測について（中村顧問）【方法書 p291】	12
26.	ボーリング調査について（平口顧問）【方法書 p. 293】	12
27.	魚類及び底生動物調査地点設定根拠について（岩田顧問）【方法書 p307】	12
28.	環境 DNA 調査について（中村顧問）【方法書 p303～307】	13
29.	猛禽類・渡り鳥の調査地点について（阿部顧問）【方法書 p. 315～316】	16
30.	環境 DNA 調査について（阿部顧問）【方法書 p. 319】	19
31.	植物の調査期間について（鈴木顧問）【方法書 p328】	19
32.	現存植生図の作成について（島田顧問）【方法書 p329】	19
33.	現存植生図の作成について（島田顧問）【方法書 p329】	19
34.	植物の調査図について（鈴木顧問）【方法書 p331】	20
35.	植物の調査位置（植生）について（鈴木顧問）【方法書 p332】	20

36.	植物相調査地点について（島田顧問）【方法書 p332】	21
37.	テリトリーマッピングの範囲について（阿部顧問）【方法書 p. 344～345】	21
38.	ハクチョウについて（小島顧問）【方法書 p. 381】	21
39.	周辺地域の風配図について（近藤顧問）【方法書 p397】	21
40.	二酸化炭素の削減量について（平口顧問）	24

【追加資料】

41.	大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について【非公開】 ...	25
-----	--	----

1. 風力発電機の配置計画について（岡田顧問）【方法書 p. 6】 **【非公開】**

対象事業実施区域中に、最大11基の風力発電機が設置される計画ですが、その設置位置（案）が記載されていません。実施事業の熟度を把握するためにも、対象事業実施区域（詳細図）に、発電機の計画位置を追記ください。

（事業者の見解）

現時点での風力発電機の配置計画は図 1 の通りです。

※関係地権者の個人情報保護の観点から非公開とします。

2. 風力発電機の配置と発電機間の作業用道路について（平口顧問） **【非公開】**

現時点の計画で結構です、風車配置と風車間の作業道路の計画をお示し下さい。また、対象事業実施区域内の既設林道を図示して下さい。

（事業者の見解）

現時点での風力発電機の配置計画及び作業道路は図 1 の通りです。

※関係地権者の個人情報保護の観点から非公開といたします。

3. 風力発電機の配置計画について（水鳥顧問）【方法書 p7】 **【非公開】**

現時点の計画で結構ですので、風力発電機の配置計画を教えてください。

（事業者の見解）

現時点での風力発電機の配置計画は図 1 の通りです。

※関係地権者の個人情報保護の観点から非公開といたします。

4. 既存道路の有効利用について（平口顧問）【方法書 p15】 **【非公開】**

現状の風車配置と既設・新設道路の計画をお示し下さい。計画が未定の場合は、対象事業実施区域内の既存道路の状況と風力発電機設置予定範囲との関係を図示して下さい。

（事業者の見解）

現時点での風力発電機の配置計画及び既存道路・新設道路は図 1 の通りです。

※関係地権者の個人情報保護の観点から非公開といたします。

※関係地権者の個人情報保護の観点から非公開といたします。

図 1 現時点での風力発電機の配置計画

5. 発電機の音響特性について（岡田顧問）【方法書 p. 7】

準備書では、採用する風力発電機の音響特性として、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」や「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に記載されているような『純音性可聴度（Tonal Audibility）』、『振幅変調音（Swish 音）』に関する特性評価も示して下さい。

さらに、ナセル高さでの風速とA特性音響パワーレベルの関係について、理解し易いものとするため、図を用いて提示して下さい。

（事業者の見解）

準備書以降の図書において、『純音性可聴度（Tonal Audibility）』、『振幅変調音（Swish 音）』に関する特性評価もお示しします。また、ナセル高さでの風速と A 特性音響パワーレベルの関係について、図を用いながらお示しします。

6. 大型部品の積替えについて（近藤顧問）【方法書 p11】

大型部品の輸送に際し途中での積み替えを行うのでしょうか。行う場合には周辺民家等から離隔をとるようにお願いします。おおむね100m以内に民家等がある場合には二酸化窒素の短期評価を行うことを検討してください。

（事業者の見解）

積替え場については、現在検討中です。積替え場から民家等への離隔が十分ではない場合には二酸化窒素の短期評価の必要性について検討いたします。

7. 工事中の排水について（岩田顧問）【方法書 p14】

コンクリート打設時のアルカリ排水対策について記述することを御検討下さい。

（事業者の見解）

準備書以降の図書において、コンクリート打設時のアルカリ排水対策について記述いたします。

8. 雨水排水対策について（水鳥顧問）【方法書 p14】

準備書においては、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域を含めた雨水排水対策を、できるだけ具体的に記載・説明してください。

（事業者の見解）

準備書以降の図書において、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域も含めた雨水排水対策を、できるだけ具体的に記載いたします。

9. 大気質について（近藤顧問）【方法書 p25 以降】

大気質の各成分の濃度の情報がかなり古いですが、最近の情報は無いのでしょうか。

（事業者の見解）

令和 2 年度の測定結果が公表されておりました。令和 2 年度は安来において光化学オキシダントが環境基準を達成していませんが、その他の項目については環境基準を達成しています。

準備書以降の図書においては、最新の情報を記載するようにいたします。

10. 河川の改変について（岩田顧問）【方法書 p32】

「図3.1-8 主要な河川の状況」では「道路造成の可能性のある範囲」の一部が河川上にありますが、河川を直接改変する予定はありますか。

（事業者の見解）

現状、河川を直接改変する予定はありません。

11. 主要な河川の状況について（水鳥顧問）【方法書 p32】

沢筋の所在は濁水到達推定結果の評価に大きく影響しますので、現地調査において地元ヒアリングを含め、新たな沢筋の調査をお願いします。

（事業者の見解）

沢筋については、現地調査時に確認するとともに地元ヒアリング等を行い、その結果を準備書以降の図書において記載いたします。

12. 一般環境中の放射性物質の状況について（岩田顧問）【方法書 p32】

空間放射線の測定結果を「令和5 年2 月1 日から1 週間」という特定の期間について示したのはどのような事由によるものでしょうか。「単位：nGy/h」「原子力記載委員会HP」は正しいですか。

（事業者の見解）

現在「原子力規制委員会」のウェブサイトで確認できる空間放射線量率のデータは、令和 3 年 6 月までとなっており、令和 3 年 6 月以降のデータが公開されておらず、閲覧時の 1 日、1 週間、1 か月のデータのみが取得できる状況であるため、図書記載時点の最新の状況として、直近 1 週間の値のうち、最大値と最小値を記載しております。

なお、単位については「 μ Gy/h」、出典については「原子力規制委員会 HP」の誤りでしたので、準備書以降の図書においては修正いたします。

13. 放射線量について（近藤顧問）【方法書 p116, 263】

表3. 1-55 (表5. 1-2 (2) 放射線の量) の単位をnGy/hとしています。正しいでしょうか。低すぎるように思いますが。

（事業者の見解）

空間放射線量率の単位は「 μ Gy/h」の誤りでした。準備書以降の図書においては、正しく記載するようにいたします。

14. 植生の概要について（鈴木顧問）【方法書 p83】

植生の概要は、まず当該地域の植生の植生学的位置について、標高と垂直分布、気候区などから植生帯・植生域を明らかにし、その上で示されている現存植生についての解説をしてください。また、図中に植生図の出典はあるが、文章中にも例えば、「現存植生図は、環境省の自然環境保全基礎調査によれば」のような、引用であることを明記する一文がほしい。

（事業者の見解）

ご指摘の内容につきまして準備書で追記、修正いたします。

15. 食物連鎖模式図について（鈴木顧問）【方法書 p106】

環境類型（生産者）と消費者とをつなぐ食物連鎖の矢印が特定のものに限定されすぎていると思います。例えば「バッタ類、チョウ類等」は「自然林・二次林」や「植林」と「セミ類・ガ類等」は「自然林・二次林」ともつながるのではないかと思います。そのほかにも互いに関連しあっていると考えられるところがみうけられるので、精査していただきたい。

（事業者の見解）

準備書において食物連鎖模式図の関連について精査いたします。

16. ダムについて（岩田顧問）【方法書 p127】

「宇波水源ダム」とはどのような施設でしょうか。

（事業者の見解）

島根県安来市宇波地区で利用されている、上下水道の水源ダムになります。

17. 隣接事業との複合影響について（中村顧問）【方法書 p269～273】

（隣接する同じ事業者・調査会社による大出日山風力発電事業の評価書に対する審査意見でも述べましたが）通常の審査意見とは異なりますが、隣接する計画中の事業との複合影響について、5.1.3節において、どのように累積的影響を把握しようとするのが整理されている点、高く評価できると思います。方法書段階でこのように整理されていることは、模範的な記述として今後に生かされると思いますので、準備書以降も期待します。

（事業者の見解）

ありがとうございます。本事業及び（仮称）大出日山風力発電事業は、両案件とも方法書段階になるものの、同時期に同一事業者が計画している事業になるため、現段階から複合的な影響に係る環境影響評価項目を整理いたしました。準備書以降も同様の考えの下、引き続き対応いたします。

18. 水の濁りの複合的な影響について（平口顧問）【方法書 p271】

項目「水の濁り」に関し、複合的な影響に係わる影響評価の項目として選定しない理由が適切ではありません。2つのウィンドファームの施工時期が異なる、あるいは排水が到達する河川が異なるなど、論理的で明確な理由を挙げて下さい。

（事業者の見解）

「水の濁り」に関する複合的な影響に関して、両事業の周囲に位置する一部の河川は、下流で一級河川である飯梨川として合流するものの、合流地点での飯梨川の集水域は 179.7km² になり、集水域内における両事業での改変面積の割合は極めて小さくなります。そのため、仮に両事業での飯梨川集水域改変部で発生する濁水が同時に飯梨川水系に到達しても、飯梨川への影響は微々たるものであると考えることから、複合的な影響として選定しないこととしました。

準備書以降の図書においては、上記内容で記載いたします。

19. 工事用資材等の搬出入車両の騒音について（岡田顧問）【方法書 p. 276】

表5.2-1(2)にて、予測計算に用いる各車種の走行速度、交通量、また車両の音響パワーレベルの計算方法など、準備書に必ず明記して下さい。

（事業者の見解）

準備書以降の図書においては、予測計算に用いる各車種の走行速度、交通量、または車両の音響パワーレベルの計算方法などを記載いたします。

20. 建設機械の稼働について（岡田顧問）【方法書 p. 278】

表 5. 2-1 (4) の「6. 予測の基本的な手法」には、等価騒音レベル L_{Aeq} を予測すると記載されています。 L_{Aeq} を用いて評価する際、環境基準の時間区分（16 時間）で平均するのではなく、工事実施時間（8 時間など）で平均化し評価することを望みます。その理由は、工事を実施していない時間を含めた予測は過小評価に繋がるからです。

なお、事業者独自の判断で、環境基準の16時間を用いることに対して、自治体や住民の理解が得られている状況であれば、異論ありません。

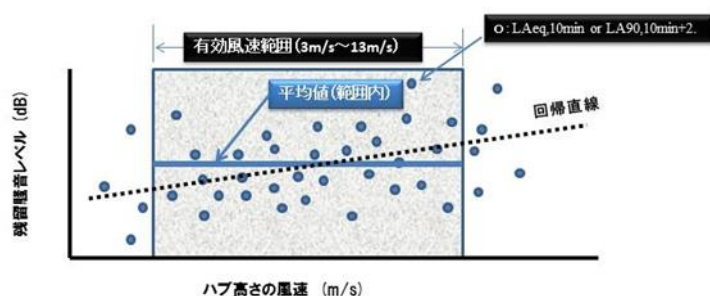
ただし、準備書には「工事実施時間」と「評価時間」を、必ず明記して下さい。予測条件が不明ですと、住民の誤解を生みます。

（事業者の見解）

準備書以降の図書においては、建設機械から発生する騒音の影響を予測する際は、工事実施時間（約 8 時間）で平均化した値も併せて記載いたします。

21. 施設の稼働（現地調査）について（岡田顧問）【方法書 p. 279 など】

表 5. 2-1 (5) などの「環境騒音の状況」にて、残留騒音の算出には時間率騒音レベル $L_{A90} + 2dB$ を用いて下さい。また、残留騒音は、その地域性や季節性などで変化するため、準備書では、下の図を参考に、調査地点ごとの残留騒音とハブ高さ相当の風速との関係性も整理してもらいたいと考えます。



ハブ高さの風速と残留騒音レベル ($L_{Aeq,10min}$ or $L_{A90,10min} + 2dB$) に関連性があるか？

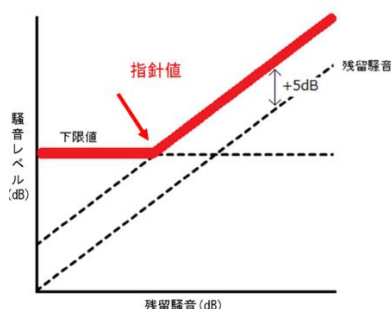
（事業者の見解）

準備書以降の図書では、調査地点ごとの残留騒音とハブ高さ相当の風速との関係性も整理してお示しいたします。

22. 施設の稼働（評価）について（岡田顧問）【方法書 p. 280】

表 5. 2-1 (6) の「10. 評価の手法」にて、施設の稼働に伴う騒音評価について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に示される指針値との対応を検討する際は、下図のように整理するなど、住民にも分かり易い評価と説明に努めて下さい。

さらに、予測計算に用いた「風車騒音の各周波数の音響パワーレベル（設定した風速条件も含む）など」の前提条件も、準備書に必ず明記して下さい。他地区との累積評価についても、同様の対応をお願いします。



（事業者の見解）

施設の稼働に伴う騒音の評価については、お示しいただいた指針値と残留騒音の整理をして準備書以降の図書に記載いたします。さらに、予測計算に用いた「風車騒音の各周波数の音響パワーレベル（設定した風速条件も含む）など」の前提条件も記載いたします。

23. 水の濁りの予測について（水鳥顧問）【方法書 p288】

水の濁りの予測にあたっては、最近の気象状況を踏まえ、降雨時調査時の時間最大降雨量だけでなく、集中豪雨的な強雨時の降雨条件も検討していただきたい。

（事業者の見解）

工事期間中に設置する沈砂池の機能が十分であるか確認するため、10年確率雨量を用いて、沈砂池排水口での浮遊物質量を予測いたします。

24. 水質調査地点について（河村顧問）【方法書 p. 291】

水質調査点が10点設定されており、それらの集水域が対象事業実施区域全域をカバーしているのでよろしいと思いますが、水質調査点よりも上流に大郷取水場、草野第1取水場、草野第2取水場と宇和水源ダムが位置しています。これらの水源に対する排水の影響を評価する上で、可能であれば水源よりも上流の近傍で水質調査を実施したほうがよろしいと思いますが、いかがでしょうか？

（事業者の見解）

水質調査地点の設定に当たっては、安全に降雨時調査を実施できる地点を選定しております。また、水源の直上流に地点設定すると、降雨時調査の実施によって水源の水を濁らせる恐れがあ

るため、適切ではないと判断します。

25. 水質への影響予測について（中村顧問）【方法書 p291】

水質調査地点の図を見ますと、集水域に大郷取水場、宇波水源ダムなどの取水施設が散見されます。p. 366の島根県知事意見でも懸念が指摘されていますが、これら上水への影響をどのように把握しようとしているのかが不明です。

（事業者の見解）

ダムに接続する常時水流に沈砂池排水が流入するか否かで影響を判断します。

なお、別途環境影響評価と切り離れた調査で、対象事業実施区域周辺の利水状況を調査し、利水に影響を与えない事業計画を策定します。これを環境影響評価と切り離すのは、利水状況は個人情報が含まれることや、取水情報を公開図書に記載するべきではない、という判断があるためです。

26. ボーリング調査について（平口顧問）【方法書 p. 293】

ボーリング調査は10箇所の風力発電機設置予定地点全てで実施予定でしょうか。

（事業者の見解）

事業の着工までに風力発電機設置予定地点全ての箇所でボーリング調査を実施予定ですが、「土地の安定性」の項目で使用するデータは準備書作成までに実施した代表数地点でのボーリング調査結果を使用する予定です。

27. 魚類及び底生動物調査地点設定根拠について（岩田顧問）【方法書 p307】

魚類及び底生動物調査地点と水質調査地点の番号揃っているのですが、両者の整合性を確認しやすいと思いますが、「表5. 2-1（34）魚類及び底生動物調査地点設定根拠」についても、魚類、底生動物の調査範囲と水質調査地点との関係を記述いただけるとより理解しやすいのではないのでしょうか。

（事業者の見解）

表「魚類及び底生動物調査地点設定根拠」における魚類及び底生動物調査地点と水質調査地点の関係性については、現地調査の実施を踏まえ準備書にて記載いたします。

28. 環境 DNA 調査について（中村顧問）【方法書 p303～307】

（隣接する同じ事業者・調査会社による大出日山風力発電事業の評価書に対する審査意見でも述べましたが）両生類（オオサンショウウオ）や魚類の調査において、環境 DNA 調査を予定されています。最近の数年で環境アセスメントにおいても標準的な手法になりつつある点、期待するところが大きいのですが、必ずしも手法が確立しているとも言えない段階だと思います。特にオオサンショウウオについては、化学分析の方法のみならず、採水の手法（瀬と淵、合流の状況などの河川の状況、時期（繁殖期、その他）、時間帯）など情報をできるだけ詳しく記述いただき、この手法の確立に向けても努力いただければよいと思います。

また、p. 319、322には両生類および魚類の環境DNA調査範囲が赤破線で示されていますが、これはこの範囲をくまなく調査するということではなく、ある測定点で計測すればその上流側の生息が推定できる、という意味でしょうか？

（事業者の見解）

環境 DNA 調査における採水の手法等に関する情報については、現地調査の結果を踏まえ、準備書にて記載いたします。

また、環境 DNA 調査の調査位置について、方法書では赤破線で調査範囲を示しておりますが、ある程度の上流側の生息を推測できると考えております。両生類及び魚類の環境 DNA 調査の採水地点については魚類捕獲調査地点と同地点か、河川上流側の改変の可能性のある区域にできるだけ近い地点、もしくは河川の合流地点に設定いたしました。実際の調査の際には現地の状況を踏まえて適宜設定いたします。調査地点図を図 2 及び図 3 にお示しいたします。

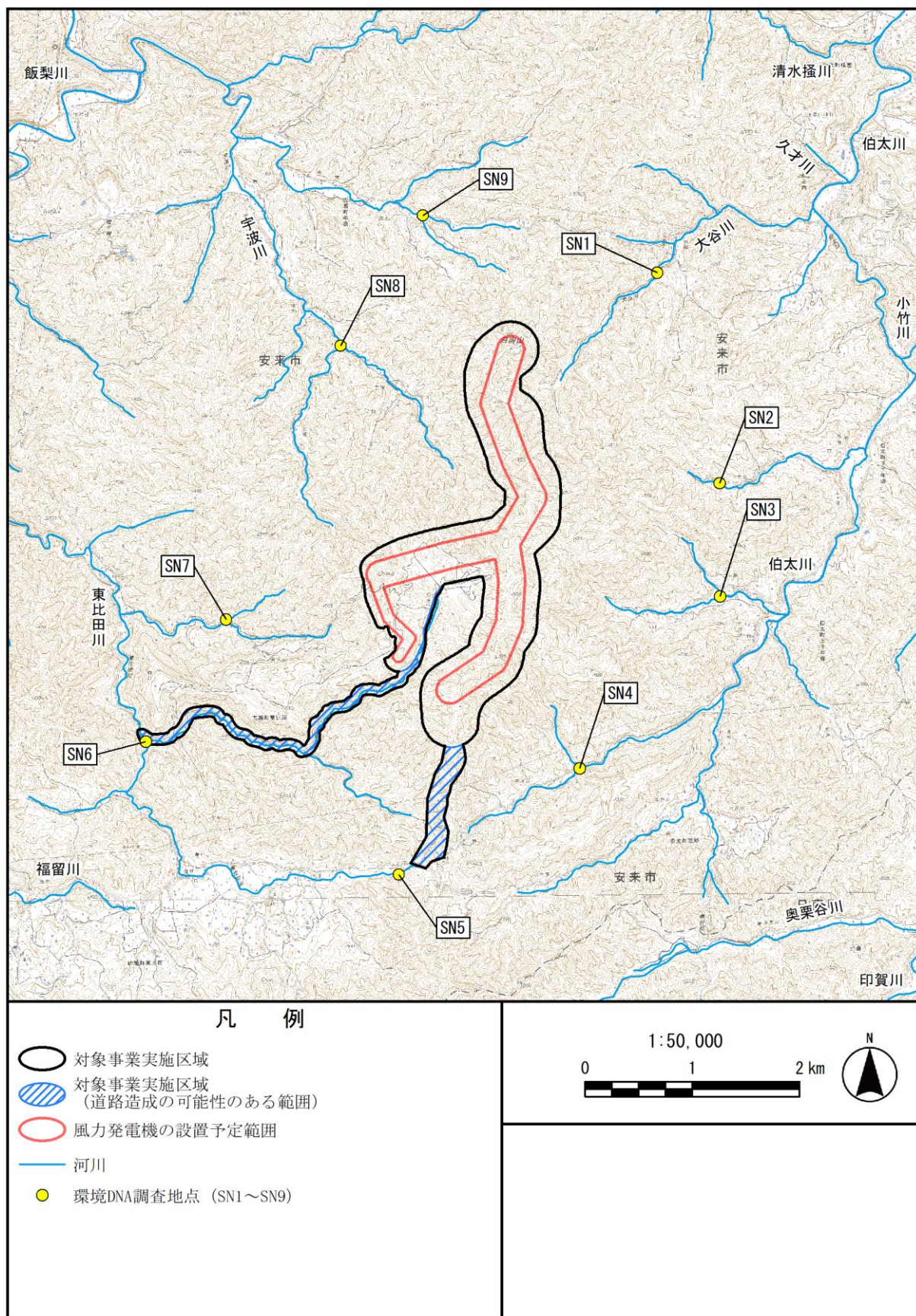


図 2 両生類 環境 DNA 調査地点

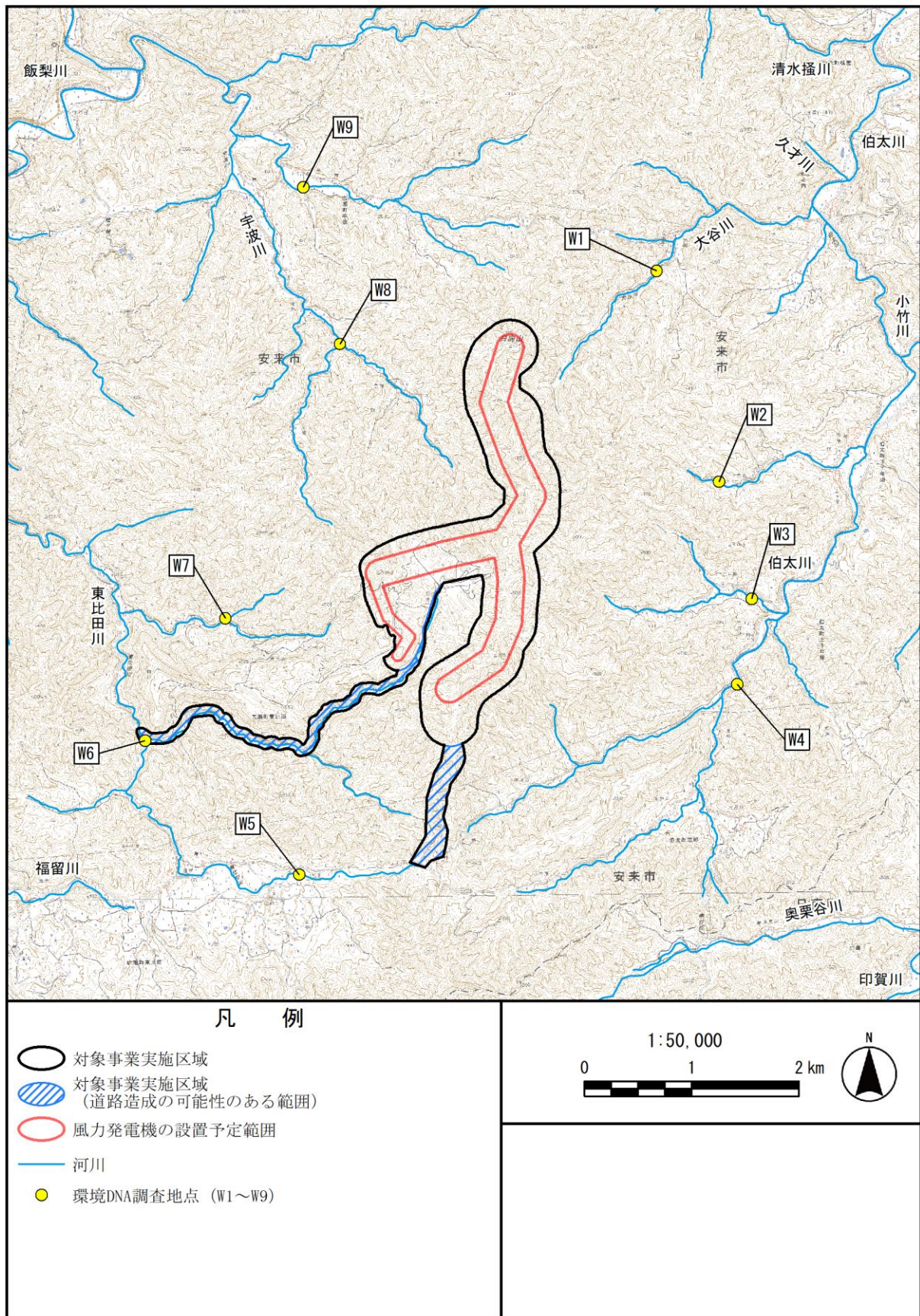


図 3 魚類 環境 DNA 調査地点

29. 猛禽類・渡り鳥の調査地点について（阿部顧問）【方法書 p. 315～316】

猛禽類、渡り鳥の調査地点からの可視範囲図をDEM等によって作成してください。

（事業者の見解）

猛禽類、渡り鳥の調査地点からの可視範囲図を図 4 及び図 5 にお示しいたします。

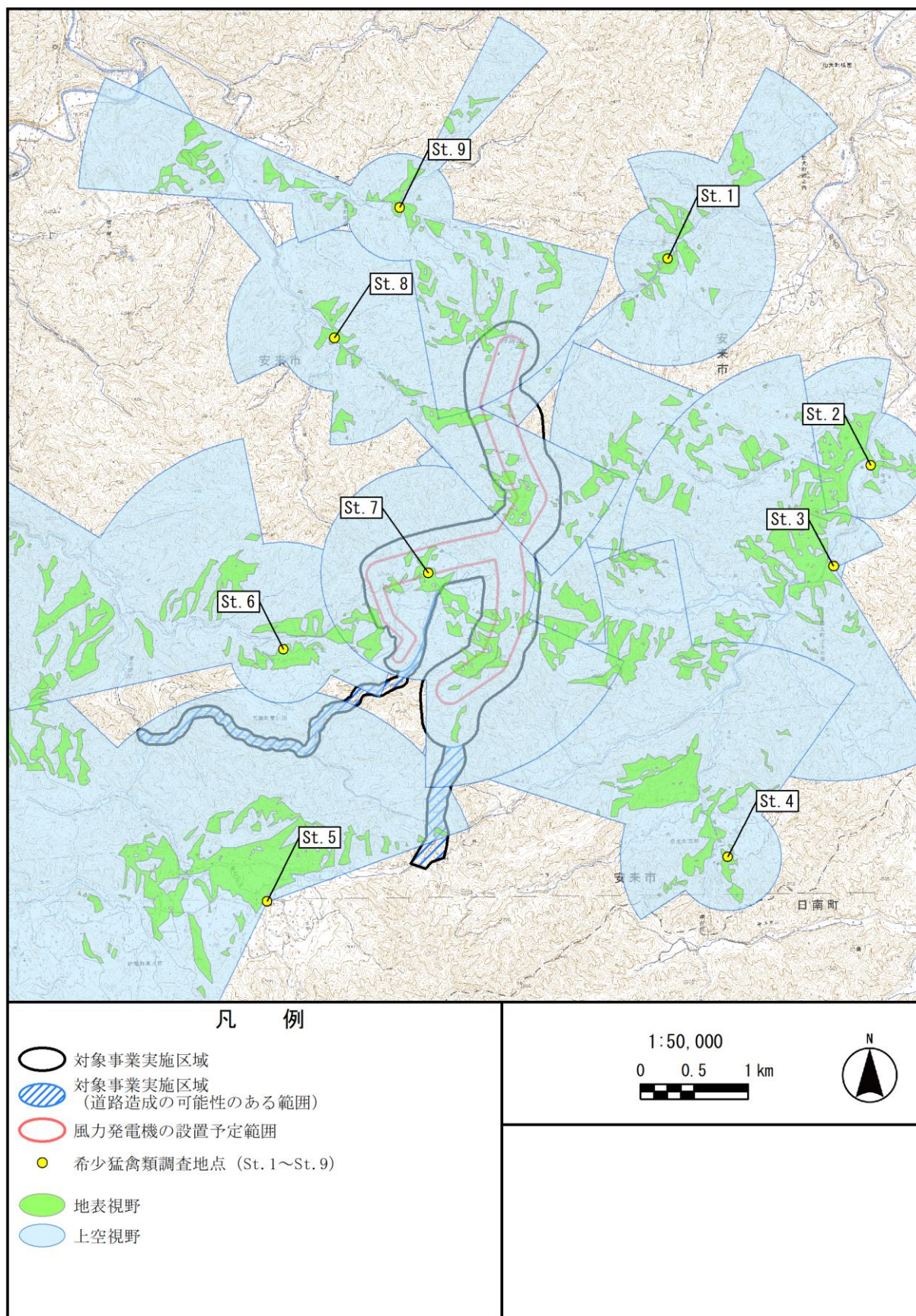


図 4 可視範囲図 (猛禽類)

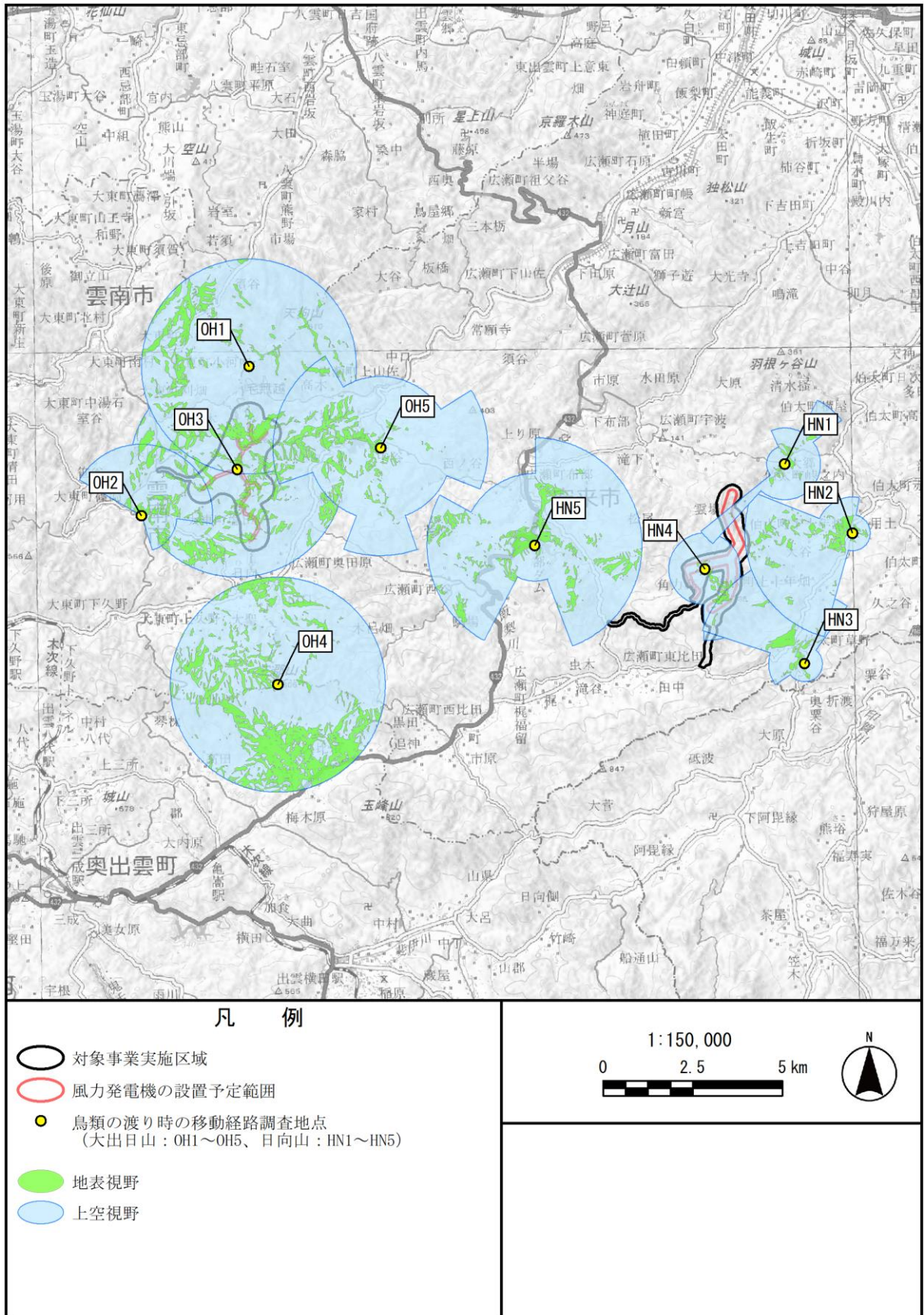


図 5 可視範囲図（渡り鳥）

30. 環境 DNA 調査について（阿部顧問）【方法書 p.319】

河川区間全体が環境DNAの調査範囲とされていますが、分析用の採水地点を図示するようにしてください。（322魚類も同様）

（事業者の見解）

両生類及び魚類の環境 DNA 調査の採水地点については魚類捕獲調査地点と同地点か、河川上流側の改変の可能性のある区域にできるだけ近い地点、もしくは河川の合流地点に設定いたしました。実際の調査の際には現地の状況を踏まえて適宜設定いたします。
調査地点図を図 2 及び図 3 にお示しいたします。

31. 植物の調査期間について（鈴木顧問）【方法書 p328】

調査期間を植物相：早春、春、夏、秋、植生：夏、秋としていますが、両者は互いに連動しているものなので分けずに臨機応変に行っていただきたいと思います。例えば、湿原や池沼などで重要種を見つけたときには植生調査も行っておく方が良い。また、植生調査は特定の植分における植物相調査でもあります。

（事業者の見解）

植物相調査及び植生調査につきましては分けずに臨機応変に実施いたします。

32. 現存植生図の作成について（島田顧問）【方法書 p329】

現存植生図の作成にあたっては森林簿を参照し、当該群落の樹齢なども加味すること。特に植生自然度を作成する際には、この情報も踏まえたものとする。

（事業者の見解）

現地調査の結果、植生自然度が高いと判断される群落を確認した場合、森林簿を参照すること、樹齢を考慮すること等を踏まえた上で現存植生図を作成することを検討いたします。

33. 現存植生図の作成について（島田顧問）【方法書 p329】

旧版地形図や空中写真を用いて、過去の植生図を作成すること。過去の二次草地の分布も踏まえた環境保全措置を検討することが望ましいため。

（事業者の見解）

現地調査の結果、植生自然度が高いと判断される群落を確認した場合、旧版地形図及び空中写真等を用いて過去の植生図を作成する等、過去の二次草地の分布を踏まえた環境保全措置を検討いたします。

(二次意見)

旧版地形図や空中写真を用いて、過去の植生図を作成すること、過去の二次草地の分布も踏まえた環境保全措置を検討することが望ましいため」というコメントに対して、「現地調査の結果、植生自然度が高いと判断される群落を確認した場合、旧版地形図及び空中写真等を用いて過去の植生図を作成する等、過去の二次草地の分布を踏まえた環境保全措置を検討いたします。」と回答をいただきました。しかし、二次草地は植生自然度が4~5と低くなってしまう。また、二次草地から遷移して森林になった場所を把握し、環境保全措置に繋げていくことが必要であると考えています。このあたりも含めて調査いただきたい。

(事業者の見解)

過去からの植生の変遷を把握するということかと存じますが、空中写真や旧版地形図を利用しても、過去の植生図の作成は難しいと考えております。土地利用として樹林（区分しても落葉樹と常緑樹など）・草地、耕作地などの環境類型区分となる図の作成になるかと想定します。準備書においては、空中写真から把握できる環境類型図について、提示させていただきます。その上で、土地利用の経緯を整理させていただきます。

34. 植物の調査図について（鈴木顧問）【方法書 p331】

この図のタイトル「調査位置」は、調査位置を示したものではないので、「調査範囲」で良いのではないのでしょうか。

(事業者の見解)

準備書において記載を検討いたします。

35. 植物の調査位置（植生）について（鈴木顧問）【方法書 p332】

準備書段階での植生調査を行う位置地を予め示していますが、方法書段階では現地を踏査したわけではないので、現存植生図から割り出したものと思います。しかしながら、現地踏査を行うと引用植生図にはない植生類型や位置のずれ等、想定外の植生が確認されることがあるため、実際の調査ではこの予定地点にこだわることなく臨機応変に対応していただきたい。

(事業者の見解)

現地調査については実際の調査ではこの予定地点にこだわることなく臨機応変に対応いたします。

36. 植物相調査地点について（島田顧問）【方法書 p332】

現在の調査地点に加えて、地形を勘案し、特有の植生・植物が含まれている可能性があるため、尾根上やススキ群団に調査地点を追加していただきたい。

（事業者の見解）

方法書では尾根上及び環境省の植生図でススキ群団とされている場所に調査地点を設定しておりますが、現地調査の際には現地の状況を踏まえ、尾根上やススキ群団及び特有の植生・植物が含まれる場所が確認された時には、地点を適宜移動または追加いたします。

37. テリトリーマッピングの範囲について（阿部顧問）【方法書 p. 344～345】

テリトリーマッピングの範囲が細長く示されていますが、植生等の環境条件は均一にされているのでしょうか？餌資源の位置とも整合していない箇所があるようですが問題ないでしょうか？

（事業者の見解）

カラ類の餌種・餌量調査地点としては、調査範囲内での各環境（植生）における昆虫類の生息状況を把握することを目的に、周辺の各環境（植生）に複数の調査地点を設定しており、その結果を用いて、テリトリーマッピングに含まれる各環境での餌種・餌量として、解析を予定しております。

38. ハクチョウについて（小島顧問）【方法書 p. 381】

当該地域はハクチョウの飛来地とのことですが、住民意見にもあるように、コウノトリ、ハクチョウを含め、バードストライクが発生する確率の検証と、事故防止のための十分な対策が必要と思われます。

（事業者の見解）

コウノトリ、ハクチョウ類についても現地調査結果を踏まえ、予測衝突数も含めた予測評価を実施いたします。

39. 周辺地域の風配図について（近藤顧問）【方法書 p397】

左上の風配図のデータの位置を図中に示すか、マップに経緯度を入れてください。

（事業者の見解）

風況に関する図面について、図 6 及び図 7 のとおり、図中に経緯度を追記しました。

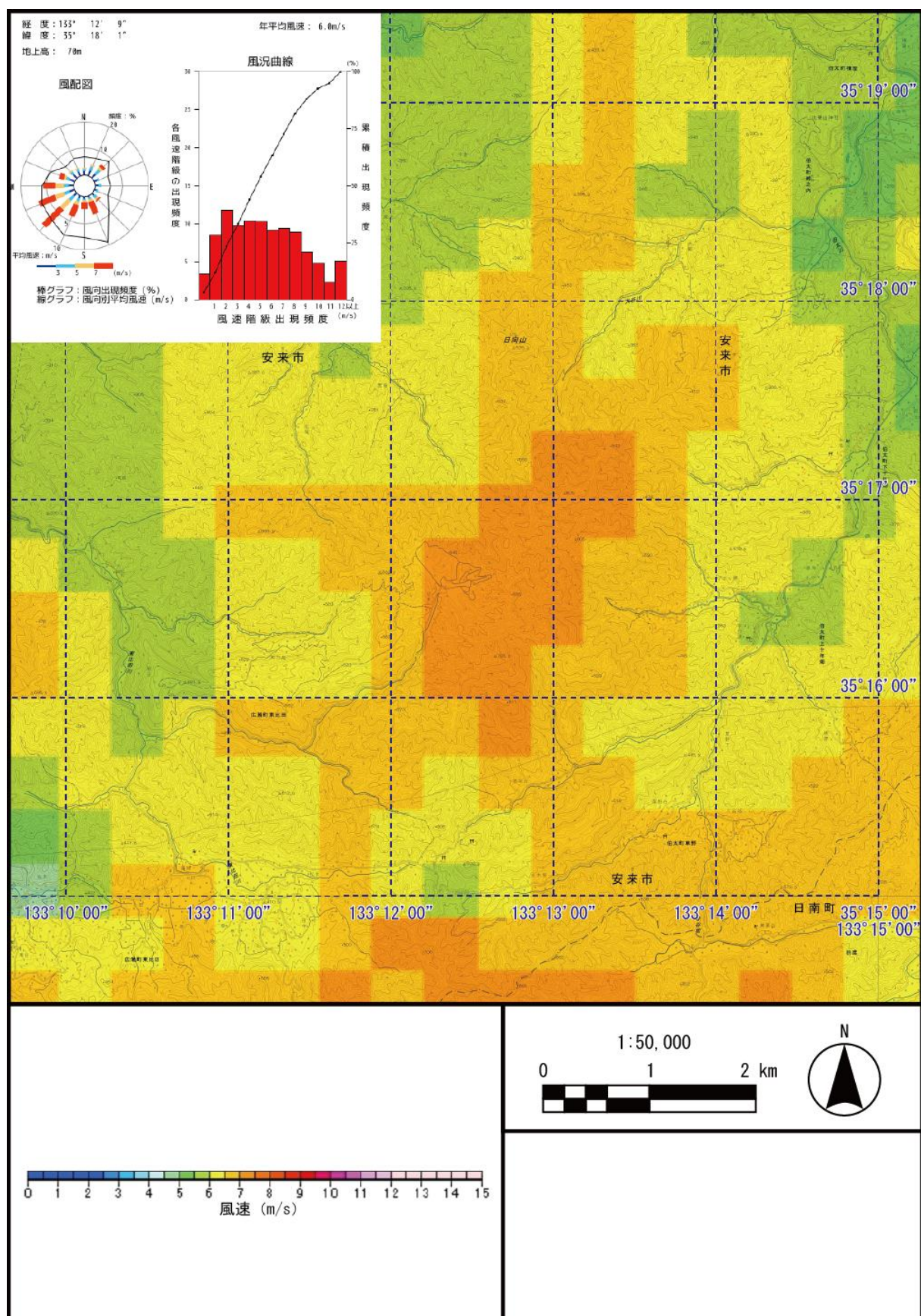


図 6 風況の状況 (地上高 70m)

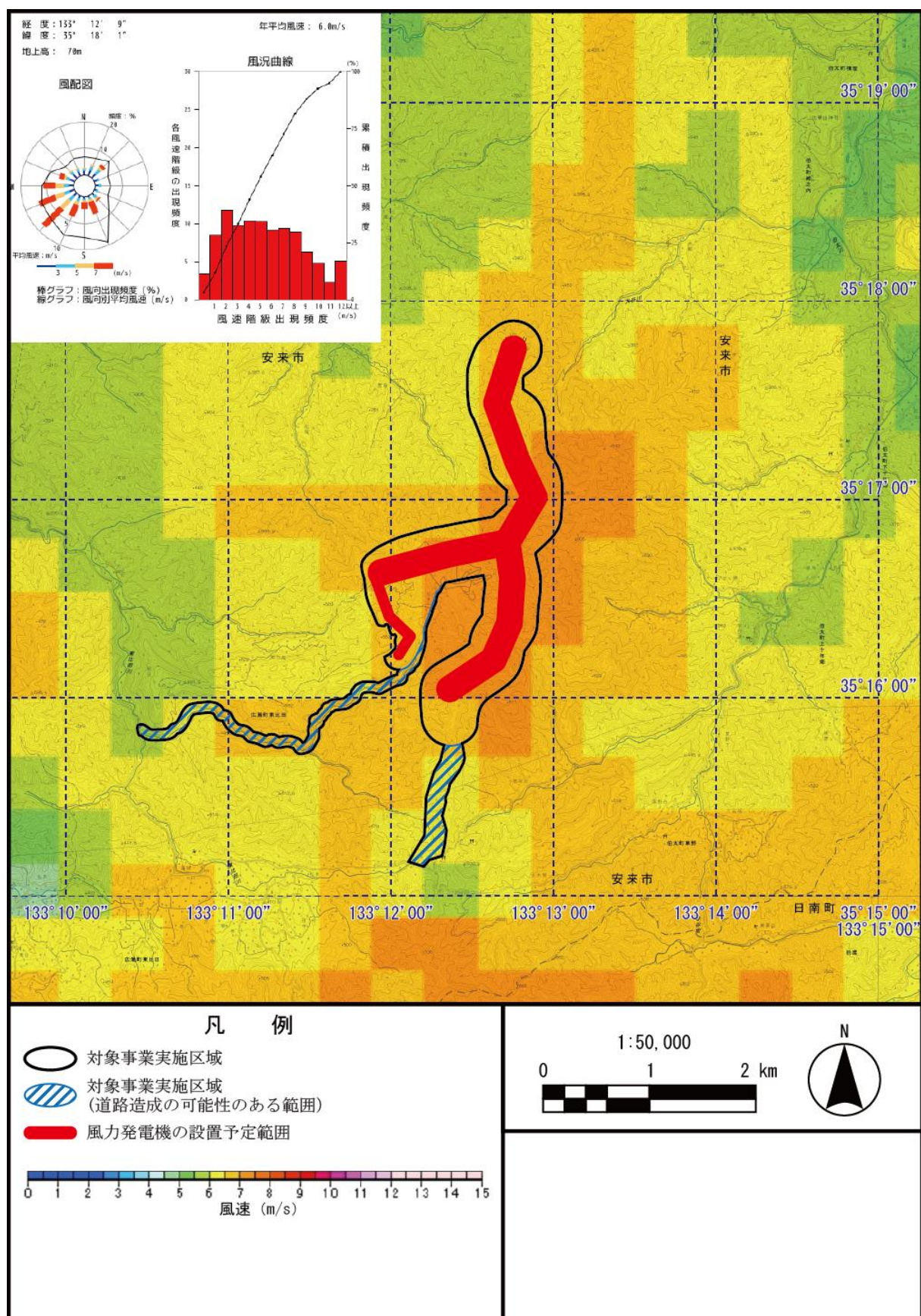


図 7 対象事業実施区域 (図 6 との重ね合わせ)

40. 二酸化炭素の削減量について（平口顧問）

準備書においては、本事業の実施による二酸化炭素削減量の推定結果を示して下さい。準備書では改変区域の面積の精度も上がっていると思われるので、樹木伐採に伴う二酸化炭素の排出量や年間吸収量の減少量についても計算してください。

（事業者の見解）

準備書以降の図書においては、樹木伐採に伴う二酸化炭素の排出量や年間吸収量の減少量も加味した本事業の実施による二酸化炭素削減量の推定結果を記載いたします。

【追加資料】

41. 大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について【非公開】

- ・大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について、住宅、道路、測定場所の関係が分かる大縮尺の図（500分の1～2500分の1程度）は記載されているか。
- ・騒音の調査地点の状況（写真等）が把握できるものとなっているか。

（事業者の見解）

調査位置の大縮尺の図及び現地写真は下記図の通りです。

※個人情報を含むため図は非公開といたします。